

令和3年10月1日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

緊急事態宣言解除後の教育活動について

日頃から本市の教育活動に御理解、御協力くださいまして、御礼申し上げます。

このたび、本県は、9月30日をもって緊急事態措置が解除となりました。これを受け、市教育委員会では、少しずつ教育活動を通常に戻していけるよう段階的に取り組んでいきます。しかしながら、感染状況が十分に収束にいたった状況ではないため、感染対策等について引き続き、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、今後、状況の変化に応じて、判断を見直します。

【留意事項】

- 感染リスクの高い合唱やグループワークなどの学習活動については、感染状況等を考慮しながら、少しずつ再開していきます。
- 教職員および児童・生徒一人ひとりが、感染防止について高い意識を持ち、リスクある行動を回避することが必要であること、特に「変異株の感染力」や「人混みの危険性」等について指導していきますので、御理解、御協力をお願いします。
- 御家庭でも、登校前の検温や健康チェックに御協力ください。2学期より同居されている御家族についても健康状態を健康観察表等で確認させていただいておりますので、御協力ください。
- 発熱等の風邪の症状がある場合には自宅で休養し、登校しないことの徹底をお願いします。また、同居の御家族に同様の症状がある場合にも、登校を見合わせていただきますようお願いいたします。(感染した場合や濃厚接触した場合と同様、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。)
- 本人がコロナワクチンを接種するため登校できない、コロナワクチン接種後の副反応による体調不良のために登校できない場合についても、出席停止扱いとします。
- 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。お子様のマスク着用について、御配慮くださるよう御協力をお願いいたします。
- 登下校時や帰宅後の外出時等における感染防止のためのマナー等について、引き続き、児童・生徒に指導していきますので、感染リスクの高い行動は控えるよう指導に御協力ください。(県内において、グループ等でのカラオケ、食事、友人宅宿泊等による感染が報告されています。)
- 引き続き、御心配な点がありましたら、学校に御相談ください。また、学校からはお便り、一斉メール、ホームページを使って、随時連絡していきます。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749